

# 小型家電製品の処理方法

小型家電には、貴重な金属資源が含まれています。積極的にリサイクルしましょう。

## 小型家電リサイクル法の対象品目

- 携帯電話 ■デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- パソコン・プリンター
- リモコン ■カーナビ
- 電卓 ■ドライヤーなど



### メーカー等に依頼

#### パソコン

- 1 メーカーの受付窓口で回収を申し込みます。メーカーの窓口や自作・メーカーが不明なパソコンについては下記にてご確認ください。  
パソコン 3R 推進協会 <https://www.pc3r.jp>  
TEL:03-5282-7685 FAX:03-3233-6091
- 2 メーカーからエコゆうパック伝票が送付されます。(PC マークありの場合)
- 3 梱包したパソコンと伝票を郵便局に持ち込むか引き取りを依頼してください。

※「PCリサイクルマーク」がついていないパソコンは回収再資源化料金が必要です。



### 小型家電リサイクル法の認定事業者へ依頼

#### パソコン

#### 小型家電

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が回収しています。

- 工場への持ち込み (一部有料)  
株式会社 紅久 本社工場  
豊橋市神野新田町字チノ割 12  
TEL:32-8888  
東工場  
豊橋市三弥町字元屋敷 90  
TEL:41-2344

- 宅配便による回収 (有料)  
リネットジャパンリサイクル株式会社  
<https://www.renet.jp/>  
(ホームページからの申込みが可能です。)

※回収品目や持ち込み時間等は、認定事業者を確認してください。

※産業廃棄物処理業者に依頼し、適正に処理する方法もあります。

## 自動車の処理方法

使用が終了した自動車は、自動車リサイクル法に従い適正に処理する必要があります。確実に引取業の登録を受けた業者へ引き渡してください。

